

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市上下水道事業管理者

〒 -  
申 込 者 住 所  
氏 名  
電 話

〒 -  
協 議 者 住 所  
(指定工事事業者) 氏 名  
(主任技術者)  
電 話

### 3 階直圧給水協議書 ( 新規 ・ 改造 )

給水装置工事施工基準第7章3階直圧給水の基準に基づき下記のとおり給水装置を設置したいので協議をお願いします。

なお、裏面の覚書事項については承諾し遵守します。

#### 記

- 1 給水装置設置場所 \_\_\_\_\_
- 2 建物の概要
  - ア 戸建て専用住宅
  - イ 戸建て店舗付 (事務所付) 住宅
  - ウ 集合住宅
  - エ 店舗ビル, 事務所ビル, 倉庫等
  - オ ウとエの併用ビル
  - カ その他, 管理者が認めたもの
- 3 添付書類  
3直様式第1-1号, 附近見取図, 立面図, パイプシャフト内寸図, 配管平面図, 配管系統図, 給水計算書, その他必要書類 (改造の場合は3直圧様式第3号及び第4号を提出すること。)
- 4 その他

## 覚 書 事 項

- 所有者の承諾等 [戸建て専用住宅, 戸建て小規模店舗・事務所付き住宅]
  - 1 水圧・水量低下による配水管等の維持管理工事及び事故・災害時等の給水制限により, 2, 3階で出水不良となった場合は, 1階の直圧給水栓を使用します。
  - 2 自宅の改造等や給水装置の更新等による使用水量の増加により出水不良が発生した場合, 自己の費用負担で設備等の見直しを行うなど速やかに対応します。
  - 3 3階直圧給水を実施した場合は, 受水槽のような貯水機能がないため, 配水管工事や事故・災害時等による断・減水時には, 一時的に水の使用ができなくなることを承諾します。
  - 4 タンクレスの水道直結式洋風大便器を使用する場合, その作動最低水量及び作動最低水圧が通常の水栓の2倍程度を必要とすることから, 水圧・水量不足の状況に成りうることを理解し, 発生した場合は自己の責任にて水栓の同時使用を見直し対応します。
  
- 使用者等への周知等 [集合住宅, 店舗・事務所ビル等]
  - 1 水圧・水量低下による配水管等の維持管理工事及び事故・災害時等の給水制限により, 2, 3階で出水不良となった場合は, 1階の直圧給水栓を相互に使用します。
  - 2 集合住宅等の改造等や給水装置の更新等による使用水量の増加により出水不良が発生した場合, 自己の費用負担にて設備等の見直しを行うなどの速やかに対応します。
  - 3 3階直圧給水を実施した場合は, 受水槽のような貯水機能がないため, 配水管工事や事故・災害時等による断・減水時には, 一時的に水の使用ができなくなることを承諾します。
  - 4 タンクレスの水道直結式洋風大便器を使用する場合, その作動最低水量及び作動最低水圧が通常の水栓の2倍程度を必要とすることから, 水圧・水量不足の状況に成りうることを理解し, 発生した場合は自己の責任にて水栓の同時使用を見直し対応します。
  
- 漏水等の対応

3階直圧給水に起因して漏水・逆流等が発生し, 鈴鹿市水道事業もしくは使用者等に損害を与えた場合は, 当方にて責任をもって補償することを承諾します。
  
- メーター交換時の処置

計量法に基づく局貸与メーターの交換及びメーターの異常による交換時の際には, 鈴鹿市水道事業に協力し断水することを承諾します。
  
- 紛争の解決

上記事項を承諾し, また, 使用者に周知徹底させ, 3階直圧給水に起因する紛争等については当事者間で解決し, 鈴鹿市水道事業にはいっさい迷惑をかけません。